

川崎市公告第107号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和8年1月23日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

令和8年度川崎市立学校等通訳・翻訳支援業務委託

(2) 履行場所

川崎市立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

(4) 委託概要

川崎市立学校及び関係機関等の申請に基づいて、日本語に不慣れな児童生徒及び保護者等に対して、通訳及び翻訳により支援を行う業務です。通訳にあたっては1回あたり概ね2時間程度、翻訳にあたっては1件あたり400文字とします。

なお、本委託契約は1回あたりの単価によるものとします。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において、令和7・8年度「業務委託有資格業者名簿」に業種「その他業務」種目「その他」に登録されている者。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者であること。

(4) 本市又は他の官公庁において過去3年以内に類似の契約実績を有すること。

3 一般競争参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 一般競争入札参加申込書配付及び提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1

川崎市教育委員会事務局教育政策室

電話 044-200-3758

(2) 配布及び提出期間

令和8年1月23日（金）から令和8年1月30日（金）までの下記の時間

午前9時～正午及び午後1時～5時（土日を除く。）

(3) 提出方法

持参に限ります。申込書、仕様書及び質問書等は、川崎市ホームページ（教育委員会）からダウンロードできます。ダウンロードができない場合には、上記3（2）の期間に、上記3（1）で配布します。

4 一般競争入札参加確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和7・8年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和8年2月6日（金）までに送付します。

なお、申請者がメールアドレスを登録されていない場合は、令和8年2月6日（金）の午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く）に、上記3（1）にて、書類を交付します。

5 仕様・入札に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ場所 上記3（1）と同じ。

(2) 問い合わせ期間

令和8年2月6日（金）から令和8年2月10日（火）までの下記の時間

午前9時～正午及び午後1時～5時（土日祝日を除く。）

(3) 問い合わせ方法

所定の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定する電子メールアドレスあて送付してください。なお、質問書を送付した際は、併せて3（1）まで電話連絡してください。

なお、入札参加者がメールアドレスを登録されていない場合は、上記5（2）の期間に、上記3（1）まで持参してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和8年2月16日（月）までに、全入札参加者あてに、電子メールにて送信します。

なお、入札参加者がメールアドレスを登録されていない場合は、該当者あて電話連絡したうえで、令和8年2月16日（月）の午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く）に、上記3（1）にて回答を交付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示を求めるので、入札当日に必ず持参してください。

イ 代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。入札当日は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。また、代表者本人の場合は名刺を持参してください。

ウ 入札は所定の入札書をもって行います。郵送は認めません。

エ 入札金額は、1回あたりの単価（税抜き）を入札書に記載してください。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和8年2月20日（金）午前10時00分

イ 入札場所 川崎市役所南庁舎18階 第4会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲以内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市役所競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続き

(1) 契約保証金

契約保証金は契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号のいずれかに該当する場合は、全部または一部を免除します。

(2) 契約書の作成

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3（1）及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (3) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和8年3月頃）を要します。